

## 6 表流水取水の確実性について

表流水取水については、栃木県が計画する「思川開発事業」への参画に伴い、別紙のとおり、御幣岩橋地点での水道用水として $17,280\text{m}^3/\text{日}$  ( $0.2\text{m}^3/\text{s}$ ) を取水することは確実である。ここに、関連書類の写しを添付する。

国関河環第 7 号  
平成18年7月12日

栃木県 企画部 水資源対策室  
室長 稲葉 茂 様

国土交通省 関東地方整備局  
河川部 河川環境課長  
富岡 秀雄

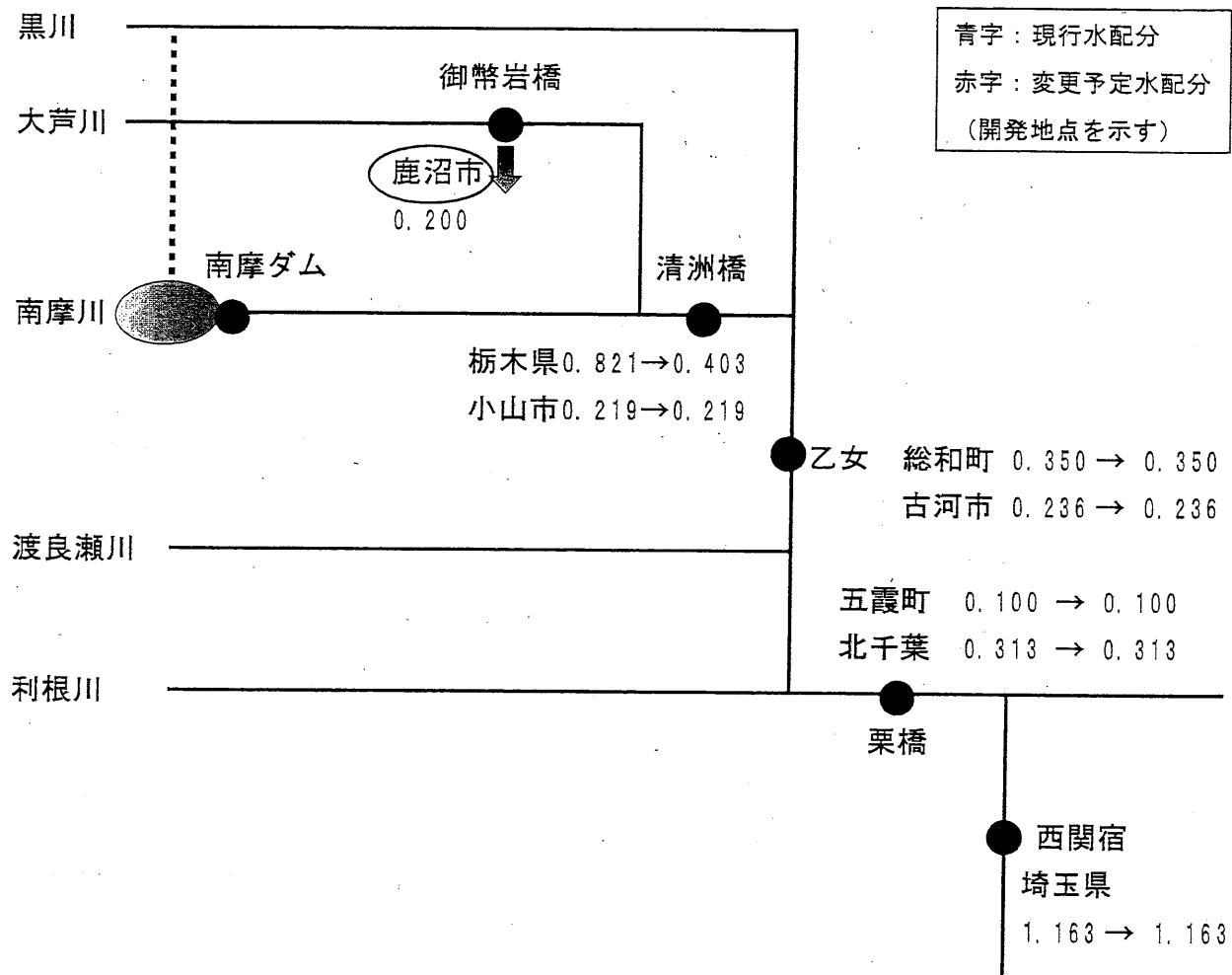


鹿沼市の思川開発事業への参画による水道水の確保について (回答)

日頃より、関東地方整備局で行っている河川行政について、御理解・御協力を賜り、有り難う御座います。

さて、平成18年7月5日付け水第59号において、問い合わせのありました標記の件につきましては、別紙のとおり、従来の清洲橋地点における栃木県の配分量を減じ、御弊岩橋地点で開発するものとして、配分量の変更を行うこととしておりますので回答します。よって、将来の鹿沼市の水道水の確保について異存はありません。

【思川開発事業の新規利水計画】



□ 開発水量 (単位: m<sup>3</sup>/s)

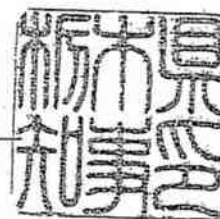
利水者	現行 (H14.3)	変更予定	備考
栃木県	0.821	0.403	
鹿沼市	—	0.200	
小山市	0.219	0.219	
古河市	0.236	0.236	
総和町	0.350	0.350	
五霞町	0.100	0.100	
埼玉県	1.163	1.163	冬水手当
北千葉広域	0.313	0.313	
計	3.202	2.984	

平成18年6月30日

国土交通省関東地方整備局

局長 門松 武 様

栃木県知事 福田 富



大芦川総合開発事業東大芦川ダム建設工事の中止に係る鹿沼市の  
都市用水確保について

本県の水資源行政につきまして、日ごろから深い御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業につきましては、平成15年に栃木県公共事業再評価委員会からの答申を受け、当該ダムの建設事業を中止することといたしました。

そこで、鹿沼市の都市用水確保の方策のため、これまで関係機関と検討を重ねてきた結果、別紙のとおり、鹿沼市から思川開発事業への参画表明が出されました。

については、鹿沼市の思川開発事業への参画による水道水の確保につきまして、特段の御高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 思川開発事業に参画する理由

鹿沼市の水道水については、当初、東大芦川ダムから取水する計画であったところ、当該ダム建設の中止により、他に水源を求めることが必要となったため。

2 水道水としての必要水量

- 鹿沼市水道用水 0.2m<sup>3</sup>/s (単独取水)

上記水量については、栃木県が保有する水道水 (0.821m<sup>3</sup>/s) から振替えることで対応する。

平成18年7月5日

国土交通省関東地方整備局

河川部 河川環境課長 富岡 秀顯 様

栃木県企画部水資源対策室長 稲葉 茂

鹿沼市の思川開発事業への参画による水道用水の確保について

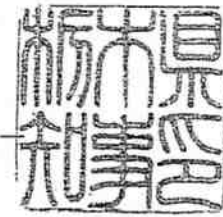
本県の水資源行政につきまして、日頃から深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、鹿沼市の水道計画の水源については、「大芦川総合開発事業東大芦川ダム建設工事の中止に係る鹿沼市の都市用水確保について」（平成18年6月30日付け水第54号）において、栃木県が保有する予定の水道水から振り替えることをお願いしているところですが、鹿沼市が大芦川御弊岩橋地点において単独取水として確保できますよう特段のご配慮をお願いいたします。

平成18年6月30日

独立行政法人 水資源機構  
理事長 青山俊樹様

栃木県知事 福田 富



大芦川総合開発事業東大芦川ダム建設工事の中止に係る鹿沼市の  
都市用水確保について

本県の水資源行政につきまして、日ごろから深い御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業につきましては、平成15年に栃木県公共事業再評価委員会からの答申を受け、当該ダムの建設事業を中止することといたしました。

そこで、鹿沼市の都市用水確保の方策のため、これまで関係機関と検討を重ねてきた結果、別紙のとおり、鹿沼市から思川開発事業への参画表明が出されました。

については、鹿沼市の思川開発事業への参画による水道水の確保につきまして、特段の御高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 思川開発事業に参画する理由

鹿沼市の水道水については、当初、東大芦川ダムから取水する計画であったところ、当該ダム建設の中止により、他に水源を求めることが必要となったため。

2 水道水としての必要水量

- 鹿沼市水道用水 0.2m<sup>3</sup>/s (単独取水)

上記水量については、栃木県が保有する水道水 (0.821m<sup>3</sup>/s) から振替えることで対応する。



企 第89号  
平成18年6月8日

栃木県知事 福田 富一 様

鹿沼市長 阿 部 和 夫



大芦川総合開発事業東大芦川ダム建設工事の中止に伴う  
思川開発事業への参画について

初夏の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきまして、平成15年9月の東大芦川ダム建設中止に伴い、「東大芦川ダム建設事業の中止に伴う対応に係る合意書（平成17年3月30日）」、「大芦川総合開発事業東大芦川ダム建設工事に関する基本協定を解除する協定書（平成18年2月22日）」及び「思川開発事業に係る鹿沼市の利水参画について（平成18年5月29日）」に基づき、鹿沼市水道用水の確保のため思川開発事業へ参画しますので、特段のご配慮をお願いいたします。

#### 記

##### 1. 思川開発事業に参画する理由

当市の水道水については、当初東大芦川ダムから取水する計画であったが、当該ダム建設中止により、他に水源を求めることが必要となったため。

##### 2. 水道水としての必要水量

水道用水 0.2 m<sup>3</sup>/S（大芦川御幣岩橋上流から単独取水）